

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853

水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075

Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou@mito.ne.jp

第2回総括安全衛生委員会報告

2月13日(水)に第2回総括安全衛生委員会が開催されました。委員会は、学校教育部長、保健体育課長、保健体育課指導主事、校長(3名)、衛生管理者(3名)健康管理医(3名)教職員等(6名)で組織しています。

1、前回の委員会が出された意見の改善

報告事項に入る前に、はじめに、前回の総括安全衛生委員会で審議されたことについて、教育委員会としてどのように改善したかの報告がありました。

労働者の健康障害や労働災害を防止するためには、労働安全衛生法で定められた国家資格(衛生管理者免許)を持つものが衛生管理者に優先的に選任されるべきであると前回意見が出されました。このことについては、11月30日に開かれた県立学

校労働安全衛生管理研修会において、参加した各県立学校の管理職にその方向で優先的に選任するように説明を行ったと報告がありました。

教職員レクリエーション参加中の負傷も公務災害となりうるので、教職員レクリエーションは、県の管理下で行われた福利厚生事業とすることが重要との意見が前回出されました。このことについても、同じ研修会において、参加した管理職に対して、レクリエーションの実施の際には、福利厚生課に問合せなどをするように説明を行ったと報告がありました。

今年度のストレスチェックについて、制度上は対象となっている常勤講師等が、一部の学校で除外されて実施されなかったことについては、さまざまな見直しを行い、再発防止に努めるとのことでした。

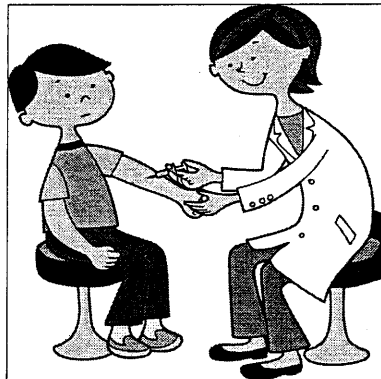
2、県立学校教職員ストレスチェック事業

今年度の高ストレス判定者は、899人で割合は11.9%でした。昨年度は各々661人、8.7%でした。

7月の繁忙期の調査だったので、一般的に高くなったと考えられます。昨年度までは9月上旬に実施されましたが、夏休み明けすぐという時期を見直すことを昨年度の総括安全衛生委員会の中で要望した結果、本年度は7月実施となりました。

このことは教職員のストレスをより正確に反映させるという点では改善したと言えます。

年代別では「40代」(14.4%)の高ストレス者率が最も高く、職



種別では「栄養教諭」(25.0%)「事務職員」(14.4%)、「実習助手」(13.8%)、「寄宿舎指導員」(12.9%)、「教諭等」(12.2%)と続いています。高ストレスの原因を見だし、改善していく取組が必要です。

ところが、面接指導申出者は、昨年度は48人、本年度は49人とほとんど変わっていません。高ストレス者の人数に対して、昨年度は7.3%が面接を申し出ましたが、本年度は5.5%しか面接を申し出ませんでした。

ストレスを抱えていてもそのまま放置することは大変危険なことです。面接申出者の高ストレス者数比が減少していることは、課題と言えます。

集団分析では、本県の県立学校教職員の健康リスクが高まっていることがわかりました。全国平均の100を基準として、数値が高いほど健康リスクが高いのですが、本年度の数値は、仕事量コントロールが102、職場の支援が102、総合では103という結果でした。

仕事の量的負担は多く、仕事のコントロールも自由がきかず、上司・同僚の支援もあまり受けられていないという職場環境の改善が求められています。

また、ストレスチェック集計の区分には、正規職員と常勤講師等臨時的任用職員のそれぞれ

の集計が必要ではないか、また、特別支援学校であれば、対象の児童生徒が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者のいずれにあたるのかなどで結果が、違ってくるのではないかとの意見がありました。

ストレスチェックの回答不備等で結果が出ない。ストレスチェックを行えなかった教職員等に対しては、いつでもセルフチェックができる厚生労働省の「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)ポータルサイトの紹介を行っていることが報告されました。

インターネットでストレスチェックと同じ質問に答えていくとすぐに結果を示してくれます。ストレスを感じたらアクセスしてみましょう。

3、勤務時間実態調査結果について

2018年10月の「勤務時間実態把握調査結果」では、平日の超過勤務時間数が高校では、0時間及び0~45時間が3003人で全体の64.38%ですが、80時間超えが236人(5.06%)になっています。

特別支援学校では、0時間及び0~45時間が1634人で全体の74.75%ですが、80時間超えが14人(0.64%)になっています。

現行の実態調査でもっとも問題なのは、平日の超過勤務時間

数のみを対象に超過時間数が45時間を超えている人数や80時間を超えている人数を集計していることです。これでは、学校勤務日に学校にさえ残っていなければ問題がないということになってしまいます。

厚生労働省の資料では、健康障害のリスクは時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなればなるほど徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害のリスクが高いとしています。

「時間外・休日労働」とは休憩時間を除く1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその時間のことです。週休日や休日の労働時間、計測できる持ち帰り業務も超過時間数に含めるべきです。

現在、「平日の月あたり超過勤務時間数」は集計されているが、それと同様の休日の従事時間数、昼休みの勤務時間、計測可能な持ち帰り業務の従事時間を含めた「月あたり超過勤務時間数」を集計する必要があると意見がだされました。

また、勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会は自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集

計するシステムを直ちに構築するよう努めるべきです。

このことは、平成30年2月に文科省から各県教育委員会に通知が出されています。健康管理医の委員からは、「県立学校にはタイムカードもないのですか？」と発言があり、驚いている様子でした。

さらに、6月と10月だけでなく教職員個人が手軽に勤務時間を記録できるように年間を通した様式を配ることも必要ではないかとの意見も出されました。

特別支援学校の教員からは休憩時間内の労働についての問題が指摘されました。

現在、特別支援学校の多くが超過勤務時間削減の取り組みとして、平日の在校時間の上限を設定しています。例えば在校時間の上限を19時までで設定している学校では、仕事が途中でも19時には退勤することになりますので、その結果、持ち帰り残業が増加傾向にあります。

さらには、給食指導との関係で下校後に設定している45分の休憩時間は、労働時間に充てざるを得ない状況が生まれています。

特別支援学校のほとんどの職場では、休憩時間内に教職員を部活動に従事させたり、休憩時間を挟まずに個別面談を実施するなど、管理職の命令によって

十分な休憩時間を取れない状況が続いているのです。

これは明らかに安全配慮義務を有する管理職の労務管理上のコンプライアンス違反であり、県教委が現状を調査把握し、速やかな対策を講じなければならない問題であることを指摘しました。

しかし、このような現状にありながら、今回の集計結果の「昼休みの月平均勤務時間」は「0.2時間（12分）」で、この時間数には参加した特別支援学校教職員の全員が、あまりにも勤務実態からかけ離れた数値であることが指摘されました。

集計方法ばかりではなく、各職場においてこの調査を実施する管理職やそれに応える教職員の意識を高めない限り、真の勤務実態はつかめないのではないかという意見が出されました。

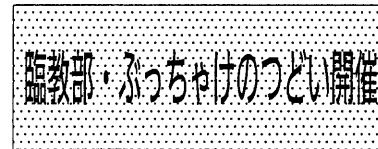
各職場で取り組まれている在校可能な時間を機械的に抑えて超過勤務時間数を一定のレベルに下げる方法だけではなく、教職員一人一人の総仕事量を減らす対策を講じなければ、この問題を解決することは不可能です。

4. その他

今回、衛生委員会で審議された重要事項について、勝田特別支援学校から、中学部職員室と2教室において、平成11年の県庁

移転に伴い移設されたクーラーを今でも使っており、エアコンが設置されないことによる問題が報告されました。

また、「茨城県教育委員会パワーハラスメント防止等に関する要項」など、いざというときに困っている教職員がすぐに参照できる環境が整っていないのではと意見がありました。教育委員会のHPや教育情報ネットワークなどからすぐに必要な教職員が参照できるようにしておかなければ、制度をつくっても役に立たないものになってしまうのではないのでしょうか。



1月26日（土）茨城県総合福祉会館にて、臨時教職委員「ぶっちゃけのつどい」を開催しました。早いもので、ぶっちゃけのつどいも第15回になりました。

今回は、執行部を含め11名が参加しました。初参加の先生方も加え、「育休代替の任期付職員制度」「非常勤教職員の勤務の実際」「会計年度職員制度」「それぞれの職場での悩み」等、多くの話題で喧々譁々、大いに盛り上がりました。

とりわけ、育休代替の任期付職員制度については、沢山の質

問・意見等が報告されました。

それだけ現場の先生方の中では疑問や不安を感じる方が多い、ということです。現時点では制度の詳細が不明であり、臨教部としてもなるべく早く勤務条件等を知りたいところです。

また、非常勤教職員の勤務の実際については、参加された先生から具体的な問題点（「1コマあたりの授業時間の長さが学校や年度により異なるが報酬は同額である」、「採点業務が『行えない』ことについて本人が同僚に説明をしなければならない」等）が報告されました。

臨教部の今後の活動に活かしたいと思います。そのなかで、定期試験の採点業務については、従事時間分の報酬を支給するよう今後の対県交渉で要求していきます。

今回の「ぶっちゃけ」を通じ、新たに1名の方に組合に加入して頂きました。新たな仲間が増え、心強く思います。職場で悩んでいる臨時教職員の皆さんも是非ぶっちゃけのつどいに参加して話してみませんか。

